

医療法人穂仁会 介護老人保健施設アザリア

入所料金表

<基本型>

多床室（2・4人部屋）の場合			個室（1人部屋）の場合		
要介護度	介護保険料金	個人負担分	要介護度	介護保険料金	個人負担分
要介護度 1	8,144 円	814 円	要介護度 1	7,363 円	736 円
要介護度 2	8,657 円	865 円	要介護度 2	7,836 円	783 円
要介護度 3	9,325 円	932 円	要介護度 3	8,503 円	850 円
要介護度 4	9,869 円	986 円	要介護度 4	9,068 円	906 円
要介護度 5	10,393 円	1,039 円	要介護度 5	9,571 円	957 円
居住費：1日あたり 377 円			居住費：1日あたり 1,668 円		
			特別室料：1,100 円（個室希望の場合）税込		

※上記基本料金は基本型の料金形態になります。施設の取り組みにより、在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰが発生します。その場合は、1日あたり 52 円が追加されます。しかし、1カ月の合計料金には高額介護受領委任の適用により、大幅な増加はありません。予めご了承下さい。

<強化型>

多床室（2・4人部屋）の場合			個室（1人部屋）の場合		
要介護度	介護保険料金	個人負担分	要介護度	介護保険料金	個人負担分
要介護度 1	8,945 円	894 円	要介護度 1	8,092 円	809 円
要介護度 2	9,725 円	972 円	要介護度 2	8,863 円	886 円
要介護度 3	10,413 円	1,041 円	要介護度 3	9,530 円	953 円
要介護度 4	11,009 円	1,100 円	要介護度 4	10,115 円	1,011 円
要介護度 5	11,553 円	1,155 円	要介護度 5	10,680 円	1,068 円
居住費：1日あたり 377 円			居住費：1日あたり 1,668 円		
			特別室料：1,100 円（個室希望の場合）税込		

※上記基本料金は強化型の料金形態になります。施設の取り組みにより、在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱが発生します。その場合は、1日あたり 52 円が追加されます。しかし、1カ月の合計料金には高額介護受領委任の適用により、大幅な増加はありません。予めご了承下さい。

※上記、居住費・特別室料を除く費用については、全て1割負担の金額を表記しています。

※介護保険負担割合が2割・3割の方については、料金負担が2倍・3倍になります。裏面・別紙も同様です。

※その他加算項目は裏面と別紙に記載しております。ご確認をお願いします。

保険外負担料金 ※1日もしくは1回あたりの金額で、皆さん共通の料金です。
食事代：1,580 円（朝 330 円・昼おやつ込 650 円・夕 600 円）※下記参照
日用品費：200 円（シャンプー・リンス・ボディソープ等）
教養娯楽費：100 円（折り紙・のり・画用紙・色鉛筆・絵具等）
テレビ使用料：200 円（2階にご入所され、同意書を提出していただいた利用者のみ）
洗濯料金：1 ネット 740 円（ご希望の方は別途お申し込みが必要です）
理美容料金 毎月第 2 土曜日（ご予約が必要です） ※下記料金は税込価格となります。
カット：2,300 円 毛染め：4,300 円 パーマ：4,300 円 ※併用時はそれぞれの料金を足して下さい。
顔そりのみのメニューはなく、他のメニューと併用時のみ 700 円で対応可能となります。

居住費及び食事代は4段階の方の料金です。

居住費及び食事代は、介護保険負担限度額認定の結果により以下のように減額される場合があります。

利用者負担段階		居住費の負担限度		食費の負担限度
		個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給されている方	490 円	0 円	300 円
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税	490 円	370 円	390 円
第3段階①	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額 80 万円超 120 万円以下でかつ、預貯金等の合計が 550 万円(夫婦は 1,550 万円)以下の場合	1,310 円	370 円	650 円
第3段階②	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額 120 万円超でかつ、預貯金等の合計が 500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下の場合	1,310 円	370 円	1,360 円

医療法人穂仁会 介護老人保健施設アザリア 〒595-0027 泉大津市下条町 13-10 TEL：0725-20-5770
ご不明な点等ありましたら、お問い合わせ下さい。

加算内容			
加算項目	介護保険料金	個人負担分	説明
□ 初期加算Ⅰ 1日に1回 30日を限度に	616円	61円	急性期医療を担う一般病棟への入院から30日以内に受け入れを行いかつ、施設の空床状況のウェブサイト掲載や地域医療情報連携ネットワーク等を通じての情報共有、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門と定期的に情報共有を行っている場合。
□ 初期加算Ⅱ	308円	30円	入所日より30日間算定となります。
□ 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	2,649円	264円	入所日より3ヶ月以内に個別訓練を実施した場合でかつ、入所時及び1ヶ月に1回以上能力の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、必要時にリハビリ計画を見直している場合、1回のリハビリにつき左記の料金を算定します。
□ 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	2,054円	205円	入所日より3ヶ月以内に個別訓練を実施した場合、1回のリハビリにつき左記の料金を算定します。
□ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ 週3回を限度に	2,464円	246円	退所後生活する自宅等を訪問し、生活環境を踏まえてリハビリ計画を作成し、入所日より3ヶ月間に個別訓練を実施した場合、1回のリハビリにつき左記の料金を算定します。
□ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ 週3回を限度に	1,232円	123円	入所日から3ヶ月間に個別訓練を実施した場合、1回のリハビリにつき左記の料金を算定します。
□ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	544円	54円	Ⅱの内容に加え、口腔衛生管理加算Ⅱや栄養マネジメント強化加算を算定し、関係職種がリハビリ・口腔・栄養等の情報を共有し、必要に応じて計画を見直している場合。
□ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	338円	33円	リハビリの計画書を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用し対応した場合。
□ 栄養マネジメント強化加算 1日1回	112円	11円	低栄養のリスクが高いご利用者に、栄養ケア計画を作成し、食事・栄養状態の観察、食事の調整を実施した場合。
□ 療養食加算 1食6円 1日最大18円	61円	6円	疾病治療の為、医師の指示にて特別な食事を提供した場合。
□ 経口移行加算 3ヶ月を限度 1日1回	287円	28円	経管栄養の方に、経口摂取を進める為の計画書を作成し、それに基づいた支援が行われた場合。
□ 経口維持加算Ⅰ 1ヵ月に1回	4,108円	410円	摂食障害を有し、誤嚥が認められるご利用者に経口維持を目的とした計画書の作成及び支援を行った場合。
□ 経口維持加算Ⅱ 1ヵ月に1回	1,027円	102円	上記Ⅰに加え、食事摂取支援の為、食事の観察や歯科医、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった会議を行った場合。
□ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ 1ヶ月に1回	30円	3円	入所時に褥瘡の有無確認と褥瘡発生リスクの評価を行い、厚生労働省に提出し、それらの情報活かして褥瘡管理に関する計画書の作成や、計画書に基づいた褥瘡管理や計画書の見直しを行った場合。
□ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ 1ヶ月に1回	133円	13円	上記に加え、入所時に褥瘡が有る、または発生リスクがあると判断されたが、褥瘡の発生なく経過または治癒した場合。

加算項目	介護保険料金	個人負担分	説明
□ サービス提供体制強化加算Ⅰ 1日1回	225円	22円	当施設介護職員の80%以上が介護福祉士資格を有しているもしくは、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上勤務している場合。
□ 夜勤職員配置加算 1日1回	246円	24円	夜間帯において、ご利用者20名に対して職員1名の配置を実施している場合。
□ 入所前後訪問指導加算Ⅰ 入所中に1度	4,621円	462円	入所前30日から入所後7日以内に自宅を訪問し自宅退所を目的とした計画を作成した場合。
□ 入所前後訪問指導加算Ⅱ 入所中に1度	4,929円	492円	上記訪問及び計画作成に加え、生活機能改善の具体的目標及び退所後の生活に係る支援計画を作成した場合。
□ 試行的退所時指導加算 指導時に1度	4,108円	410円	試行的に退所される場合に、退所後の療養上の指導を行った場合。
□ 退所時情報提供加算Ⅰ 情報提供時に1度	5,135円	513円	退所後、在宅復帰や社会福祉施設に入所する場合に退所後の主治医に情報提供した場合。
□ 退所時情報提供加算Ⅱ 情報提供時に1度	2,567円	256円	退所後医療機関に入院した際、医療機関に対して情報提供をした場合。
□ 退所時栄養情報連携加算 1ヶ月に1回	718円	71円	特別食や低栄養状態の方が退所する際、退所後の主治医や担当ケアマネ、入院先医療機関に対して管理栄養士が情報を提供した場合。
□ 入退所前連携加算Ⅰ 連携時に1度	6,162円	616円	入所前後に居宅介護支援事業者と連携し、退所後の利用サービスの方針を定めかつ、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供及びサービス調整を行った場合。
□ 入退所前連携加算Ⅱ 連携時に1度	4,108円	410円	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供及びサービス調整を行った場合。
□ 訪問看護指示加算 指示書作成時に1度	3,081円	308円	退所後訪問看護が必要と判断し、指示書を作成した場合。
□ 口腔衛生管理加算Ⅰ 1ヶ月に1回	924円	92円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、また介護職員に口腔衛生の技術的助言・指導を年2回以上行った場合。
□ 口腔衛生管理加算Ⅱ 1ヶ月に1回	1,129円	112円	上記Ⅰに加え、口腔衛生等の管理に係る計画等情報を、厚生労働省に提出し、当該情報等を活用し対応した場合。
□ 自立支援促進加算 1ヶ月に1回	3,081円	308円	医師が医学的評価を行い、その評価の見直し等支援計画等の策定に参加。評価に基づいた専門職種の連携、支援計画に沿ったケアを行い、その評価を厚生労働省に提出し、当該情報等を活かして支援している場合。
□ 科学的介護推進体制加算Ⅰ 1ヶ月1回	410円	41円	ご利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況などに係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。
□ 科学的介護推進体制加算Ⅱ 1ヶ月1回	616円	61円	上記に加え、疾病や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合。
□ 介護職員処遇改善加算	1ヶ月に1度算定されます。介護度や所得により加算額が変わります。		
□ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月に1度算定されます。介護度や所得により加算額が変わります。		
□ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月に1度算定されます。介護度や所得により加算額が変わります。		

その他加算項目

<input type="checkbox"/> 外泊時加算 ※外泊は月 6 日が限度となります。	3,717 円	371 円	外泊中も上記加算に加えて居住費をご負担頂きます。 ※ 外泊中にデイケア等在宅サービスを利用された場合は、6 日を限度に 1 日 821 円が算定されます。 その場合、上記加算は算定されません。
<input type="checkbox"/> 再入所時栄養連携加算 再入所時に 1 回	2,054 円	205 円	入院後の再入所時に特別食などが必要になり、施設及び医療機関の管理栄養士が連携し栄養ケア計画を作成した場合。
<input type="checkbox"/> 若年性認知症入所者 受入加算 1 日 1 回	1,232 円	123 円	40 歳以上 65 歳未満の認知症を有する方を受け入れ、個別に担当者を定め、ニーズに応じた対応を行った場合。
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算 7 日限度 1 日 1 回	2,054 円	205 円	認知症の行動や心理症状が原因で在宅生活継続が難しいと医師に認められ、緊急に入所する事が適当であると判断された場合。
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算Ⅰ 1 ヶ月に 1 回	102 円	10 円	排せつに介護を要する原因分析及び、支援計画を作成し、支援を行った場合。また評価の内容を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用し支援した場合。
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算Ⅱ 1 ヶ月に 1 回	154 円	15 円	上記Ⅰに加え、要介護状態の軽減が見込まれるご利用者の排尿・排便の状態に悪化がなく、かつ一方が改善しているもしくはおむつ使用からおむつなしに改善している又は尿道カテーテル留置者が抜去された場合。
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算Ⅲ 1 ヶ月に 1 回	205 円	20 円	上記Ⅰに加え、要介護状態の軽減が見込まれるご利用者の排尿・排便の状態に悪化がなく、かつ一方が改善し、更に尿道カテーテル留置者が抜去される。かつ、おむつ使用からおむつなしに改善している場合。
<input type="checkbox"/> 所定疾患施設療養費Ⅰ 7 日を限度 1 日 1 回	2,454 円	245 円	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪に対し、施設内で検査・投薬等を行い、前年度の治療実績を公表している場合。
<input type="checkbox"/> 所定疾患施設療養費Ⅱ 10 日を限度 1 日 1 回	4,929 円	492 円	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪に対し、感染症対策に関する研修を受講した医師が、施設内で検査や投薬、連携医療機関での検査を基に治療等を行い、前年度の治療実績を公表している場合。
<input type="checkbox"/> 協力医療機関連携加算Ⅰ	1,027 円	102 円	相談・診療を行う体制や緊急時の入院受け入れ体制を確保している協力医療機関と看護職も交えて会議など連携している場合。
<input type="checkbox"/> 協力医療機関連携加算Ⅱ	51 円	5 円	上記以外の協力医療機関と連携している場合。※協力医療機関 3 要件を満たしていない医療機関との連携時。
<input type="checkbox"/> 安全対策体制加算 入所時に 1 回	205 円	20 円	外部研修を受けた担当者の配置及び安全対策部門の設置にて組織的な安全対策を実施する体制が整備されている場合。
<input type="checkbox"/> 緊急時治療管理 1 ヶ月に 3 日限度 1 日 1 回	5,319 円	531 円	入所中に病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に緊急的に投薬・検査等の治療管理を行った場合。
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算Ⅰ	739 円	73 円	お亡くなりになる 31 日前から 45 日前迄 1 日に 1 度算定。
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算Ⅱ	1,643 円	164 円	お亡くなりになる 4 日前から 30 日前迄 1 日に 1 度算定。
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算Ⅲ	9,345 円	934 円	お亡くなりになる 2 日前から 3 日前迄 1 日に 1 度算定。
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算Ⅳ	19,513 円	1,951 円	お亡くなりになられた日に 1 度算定。

<input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ 1度のみ	1,437円	143円	薬物療法に関する研修を受講した施設医が、処方内容の評価及び調整を入所前の主治医と行い指導し、関係職種と情報共有し、退所時に処方内容等、情報提供した場合。
<input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ 1度のみ	718円	71円	薬物療法に関する研修を受講した施設医が、処方内容変更等を関係職種と情報共有し、退所時に処方内容等の情報提供した場合。
<input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ 1度のみ	2,464円	246円	上記Ⅰイ又はロに加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、当該情報等必要な情報を活用し処方している場合。
<input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ 1度のみ	1,027円	102円	上記Ⅰ・Ⅱに加え、入所時より内服薬が1種類以上減少した場合。
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算Ⅰ 1日1回	30円	3円	認知症で生活自立度Ⅲ以上の方が全体の50%以上おり、その利用者20名に対し1名以上の認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、認知症ケア指導等を目的とした会議を定期的開催している場合。
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算Ⅱ 1日1回	41円	4円	上記Ⅰに加え、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、認知症ケア等指導を実施。介護・看護職員ごとの認知症ケア研修計画を作成し、実施又は実施を予定した場合。
<input type="checkbox"/> 認知症チームケア推進加算Ⅰ 1ヶ月に1度	1540円	154円	認知症で日常生活に注意が必要な方が50%以上おり、認知症の行動・心理症状の予防や早期対応等の指導に係る専門的研修修了者等を1名以上配置し、介護職員で対応チームを組み、認知症の行動等の評価や、評価に基づくチームケアの実施、カンファレンスや計画書の作成・見直し等行なっている場合。
<input type="checkbox"/> 認知症チームケア推進加算Ⅱ 1ヶ月に1度	1232円	123円	認知症で日常生活に注意が必要な方が50%以上おり、認知症の行動・心理症状の予防等認知症介護の専門的研修修了者を1名以上配置し、介護職員で対応チームを組み、認知症の行動等の評価や、評価に基づくチームケアの実施、カンファレンスや計画書の作成・見直し等行なっている場合。
<input type="checkbox"/> 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 1ヶ月に1度	102円	10円	協力医療機関と新興感染症発生時の対応体制を確保し、感染症に連携しながら対応をし、感染対策向上加算等の届出を行った医療機関の院内感染対策に関する研修や訓練に年1回以上参加している場合。
<input type="checkbox"/> 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 1ヶ月に1度	51円	5円	感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、3年に1回感染者発生時の対応に係る実施指導を受けている場合。
<input type="checkbox"/> 新興感染症等施設療養費 1ヶ月に1度 最大5日	2464円	246円	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、入所者に感染対策を行ったうえで、介護保険施設サービスを提供した場合。
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算Ⅰ 1ヶ月に1度	1027円	102円	下記Ⅱの内容に加え、テクノロジーの複数導入や職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)を行っている場合
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算Ⅱ 1ヶ月に1度	102円	10円	入所者の安全・サービスの質の確保・職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、改善活動や、テクノロジー(見守り機器等)を導入し、1年に1回業務改善効果を示すデータを提供している場合。